

第1章 総規

○新潟県中東福祉事務組合規約

昭和39年11月20日新潟県指令地第3018号許可

改正昭和49年11月29日新潟県指令地第1358号

昭和61年7月18日新潟県地指令第1524号

平成8年10月31日新潟県地第848号

平成11年3月8日新潟県市町村第1416号

平成17年2月10日新潟県市合第450号

平成17年3月30日新潟県市合第613号

平成17年4月1日新潟県市町村第61号

平成17年12月28日新潟県市町村第1303号

平成18年9月29日新潟県市町村第829号

平成19年3月30日新潟県市町村第1575号

平成24年2月27日新潟県市町村第979号

平成25年2月25日新潟県市町村第920号

平成26年2月7日新潟県市町村第850号

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、新潟県中東福祉事務組合（以下「組合」という。）と称する。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、五泉市、新潟市、東蒲原郡阿賀町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合で共同処理する事務は、次に掲げるものとする。

- 一 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設「ふなおか学園」（以下「ふなおか学園」という。）の設置及び管理運営に関する事務
- 二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第11項に規定する障害者支援施設「ふなおか更生園」（以下「ふなおか更生園」という。）の設置及び管理運営に関する事務
- 三 ふなおか学園及びふなおか更生園において行う法第5条第8項に規定する短期入所事業に関する事務
- 四 組合が設置するグループホームにおいて行う法第5条第15項に規定する共同生活援助に関する事務
- 五 組合が設置する法第51条の19第1項に規定する一般相談支援事業所において行う法第5条第16項に規定する一般相談支援事業に関する事務
- 六 組合が設置する法第51条の20第1項に規定する特定相談支援事業所において行う法第5条第16項に規定する特定相談支援事業に関する事務
- 七 組合が設置する児童福祉法第24条の28第1項に規定する障害児相談支援事業所において行う同法第6条の2第6項に規定する障害児相談支援事業に関する事務
- 八 組合が設置する事業所において行う法第77条第3項の規定に基づく日中一時支援事業に関する事務
- 九 組合が設置する放課後等デイサービス事業所において行う児童福祉法第6条の2第4項に規定する放課後等デイサービス事業に関する事務

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、新潟県五泉市尻上 118 番地に置く。

第2章 組合の議会

(議会の組織及び選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は6人とし、関係市町の長（ただし、管理者の属する市の長を除く。）及び当該市町の議会議員をもってこれにあてる。市町長に事故あるとき、又は欠けたときは、当該市町の長の職務を代理する者をもってこれにあてる。

2 前項の規定による市町議会議員については、当該市町議会において、議員のうちから管理者の属する市にあつては2人、その他の市町にあつては1人を選挙する。

3 前項の組合議員に欠員を生じたときは、その組合議員の属していた関係市町は、ただちにこれを補充しなければならない。

(議員の任期等)

第6条 組合議員の任期は、それぞれ当該市町の長又は当該市町議会の議員の任期による。

(組合の議会の招集)

第7条 組合の議会は組合管理者がこれを招集する。組合議員の定数の4分の1以上の者から会議に附議すべき事件を示して、臨時会の招集の請求があるときは、当該管理者はこれを招集しなければならない。

(議長及び副議長)

第8条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は当該議員の任期による。

(定足数)

第9条 組合の議会は、組合議員の定数の半数以上の組合議員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第113条の規定を準用するものとする。

(表決)

第10条 法律に特別の定めがある場合を除くほか、組合の議会の議事は出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、組合議員として議決に加わる権利を有しない。

(会議規則)

第11条 組合の議会は、この規約に定めるほか、会議に関し必要な事項について会議規則を設けなければならない。

第3章 執行機関

(執行機関の組織)

第12条 組合に、組合管理者、副管理者及び会計管理者各1人を置く。

2 組合管理者は五泉市長とし、副管理者及び会計管理者は組合管理者の属する市の副市長、会計管理者をもってこれにあてる。

3 第1項に定めるものを除くほか、組合事務に必要な職員を置き、組合管理者が任免する。

第4章 監査

(監査委員)

第13条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、組合管理者が議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下「識見を有する者」という。）及び組合議員1人を選任する。

- 3 監査委員の任期は、識見を有する者から選任される者にあつては4年とし、組合議員のなかから選任される者にあつては組合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

第5章 給与その他の給付

(給与等の支給)

第14条 組合は、組合議員、組合管理者、補助機関、その他の職員にその事務に相当する報酬又は給料並びに旅費を支給することができる。

- 2 前項の報酬又は給料及び旅費の額並びにその支給方法は組合条例で定めなければならない。

第6章 組合の経費

(経費の支弁方法)

第15条 組合の共同処理する事務に要する経費は、関係市町の分担金、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(分担金の分賦)

第16条 前条の規定による分担金の分賦額については、組合の議会の議決を経て別に定める。

附 則

この規約は、許可のあった日から施行する。

附 則 (昭和49年11月29日新潟県指令地第1358号)

この規約は、昭和49年11月29日から施行する。

附 則 (昭和61年7月18日新潟県指令地第1524号)

この規約は、昭和61年9月1日から施行する。

附 則 (平成8年10月31日新潟県指令地第848号)

この規約は、平成8年11月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月8日新潟県市町村第1416号)

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年2月10日新潟県市合第450号)

この規約は、平成17年3月21日から施行する。

附 則 (平成17年3月30日新潟県市合第613号)

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日新潟県市町村第61号)

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月28日新潟県市町村第1303号)

この規約は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月29日新潟県市町村第829号)

この規約は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日新潟県市町村第1575号)

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年2月27日新潟県市町村第979号)

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月25日新潟県市町村第920号)

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月7日新潟県市町村第850号)

この規約は、平成26年4月1日から施行する。